

《もくじ》

- 特集：荒れた“メディアの海”に漂流する民意
～ミニコミ活動の発信力で憲法を活かす
- 2頁・「待ったなし」と煽るメディア
—「政治改革」と96条改正—
……………水島 朝穂(早大教授)
- 4頁・小さなメディアが合流して
「メディア戦略」を逆包围
……………仲築間 卓蔵(マスコミ九条の会)
- 9頁・一緒に活動しませんか

奔流

題字揮毫・梅原猛

《第10号》

- 発行
千曲川・信濃川復権の会
〒184-0012
東京都小金井市中町2-5-13
FAX・TEL 042-381-7770
- 発行人・根津 東六(共同代表)
- 編集人・矢間秀次郎(共同代表)
- 〒振替・00120-0-710488

大河の一滴 (10)

ヘイトスピーチと言論表現の自由

— 正攻法で愚直に抗う「人間の尊厳」を守る闘い —



耐えられぬほどの軽い言説が、政治の世界で無責任に飛び交う。二つの巨大都市の現元首長たちがいかにがわしい持論をくり返すが、身辺の些事で公人の足を引っぱるクビを取るのにふだん熱心なメディアの反撥も、さしたるものではない。首相みずからが1945年以後の世界秩序を否定する世界観を折にふれ公言しても、敏感に反応するのは米欧の論壇であつて、国内のメディアではない。

そうした言説の無惨なまでに粗野なありようは、世間の刷りものやネットや街頭のヘイトスピーチを元気づける。特定の国民、民族やそれに属する人びとへのhateをかき立て、speechである。こうして、「敵」が仕立て上げられ、憎悪と差別、そして戦争鼓吹のコトバまでが巷を流れる。

人間の尊厳をいたすらに傷つける言説を野放しにしているのか。戦後、ヨーロッパでは、およそ権利と自由の行使は人間

樋口 陽一 (東大名誉教授)

の尊厳を損なうものであつてはならぬ、という考え方が法制度化されているではないか。日本の憲法学は人種差別禁止条約の批准に際し政府がした第4条に関する留保を非難しないが、それは「優越的自由としての表現の自由」というアメリカ流の建前に足を取られすぎているのではないか。—そうした批判の適切さを裏付けるような状況に、私たちは確かにもますます当面してきている。

しかしそれでも、と私はやはり考える。ひとりの公務員労働者が私人として

休日に職場と関係ない場所で政治的内容の文書を配布した。そのことまでを、国家公務員法による政治的行為の禁止に反するという理由で処罰することはできぬ、とする判決が最高裁で確定した(2012.12.7)。1974年の著名事件(猿払事件)以後、長く支配してきた先例の拘束から実質上ようやく抜け出した。画期的判決である。

それにしてもこの判決は、あえて憲法規範を明示的に根拠とせず、法令解

釈の仕方を通して、したがって大法廷による明示の判例変更という形をとらないことによつてようやく、表現の自由にとつて積極的な役割を果たすことができたのだ。

そうであつてみれば、やつと方向が見えてきたばかりの公権力からの言論表現の自由を少しでも危うくしないことが、やはり憲法学にとつての優先課題だと言ふほかない。公権力の発動という媒介により、公正な社会に近づいてゆこうという方向は、やはり危ない。

自民党の改憲案(2012.4)が「公益及び公の秩序」に反する表現活動を「認められない」(案21条2項)と明記しているだけに、尚更である。案に添えられた(Q&A)は、それは「他人に迷惑を掛けてはいけない」という「当然のこと」をいうのだと説明している。

差別や憎悪を煽る言説は、「迷惑」をはるかに越えた「人間の尊厳」への攻撃である。それをやめさせるために公権力の規制を求めるといふ近道は、危険な水域に私たちをつれてゆくおそれが強すぎる。正攻法を愚直に繰り返す以外はない。

*最新刊として、「いま、「憲法改正」をどう考えるか—「戦後日本」を「保守」することの意味」岩波書店ほか、著書多数。